

(参照条文)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）抄

（定義）

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 標準職務遂行能力 自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定めるものをいう。

六・七 （略）

2 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、部員、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、防衛省令で定める。